

福崎農業振興地域整備計画書

令和6年5月

兵庫県神崎郡福崎町

策定の経過

当初	地域指定年度	昭和44年度
	整備計画策定年度	昭和45年度
特別管理	地域指定年度	昭和50年度
	整備計画策定年度	昭和52年度
第1回	重要変更策定年度	昭和53年度
第2回	重要変更策定年度	昭和55年度
第3回	重要変更策定年度	昭和57年度
農業農村	地域指定年度	昭和58年度
	整備計画策定年度	昭和59年度
第4回	重要変更策定年度	昭和60年度
第5回	重要変更策定年度	昭和62年度
第6回	重要変更策定年度	昭和63年度
第7回	重要変更策定年度	平成元年度
農業農村	地域指定年度	平成2年度
	整備計画策定年度	平成2年度
第8回	重要変更策定年度	平成4年度
第9回	重要変更策定年度	平成5年度
第10回	重要変更策定年度	平成6年度
第11回	重要変更策定年度	平成7年度
第12回	重要変更策定年度	平成8年度
特別管理	整備計画策定年度	平成8年度
第13回	重要変更策定年度	平成9年度
第14回	重要変更策定年度	平成10年度
第15回	重要変更策定年度	平成10年度
第16回	重要変更策定年度	平成11年度
第17回	重要変更策定年度	平成11年度
第18回	重要変更策定年度	平成12年度
第19回	重要変更策定年度	平成12年度
第20回	重要変更策定年度	平成13年度

特別管理	整備計画策定年度	平成13年度
第21回	重要変更策定年度	平成14年度
第22回	重要変更策定年度	平成14年度
第23回	重要変更策定年度	平成15年度
第24回	重要変更策定年度	平成15年度
第25回	重要変更策定年度	平成16年度
第26回	重要変更策定年度	平成16年度
第27回	重要変更策定年度	平成17年度
第28回	重要変更策定年度	平成17年度
第29回	重要変更策定年度	平成18年度
第30回	重要変更策定年度	平成18年度
第31回	重要変更策定年度	平成19年度
第32回	重要変更策定年度	平成19年度
第33回	重要変更策定年度	平成20年度
第34回	重要変更策定年度	平成20年度
特別管理	整備計画策定年度	平成21年度
第35回	重要変更策定年度	平成23年度
第36回	重要変更策定年度	平成25年度
第37回	重要変更策定年度	平成26年度
第38回	重要変更策定年度	平成27年度
第39回	重要変更策定年度	平成28年度
特別管理	整備計画策定年度	平成29年度
第40回	重要変更策定年度	平成30年度
第41回	重要変更策定年度	平成30年度
第42回	重要変更策定年度	令和元年度
第43回	重要変更策定年度	令和2年度
第44回	重要変更策定年度	令和3年度
第45回	重要変更策定年度	令和5年度

福崎農業振興地域整備計画書

令和6年5月

福 崎 町

目 次

ページ

第 1 農用地利用計画

- 1 土地利用区分の方向 1
- 2 農用地利用計画 4

第 2 農業生産基盤の整備開発計画

- 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 5
- 2 農業生産基盤整備開発計画 6
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連 6
- 4 他事業との関連 6

第 3 農用地等の保全計画

- 1 農用地等の保全の方向 7
- 2 農用地等保全整備計画 7
- 3 農用地等の保全のための活動 7
- 4 森林の整備その他林業の振興との関連 7

第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

- 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する
誘導方向 8
- 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を
図るための方策 9
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連 10

第 5 農業近代化施設の整備計画

- 1 農業近代化施設の整備の方向 11
- 2 農業近代化施設整備計画 12
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連 12

第 6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

- 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 13
- 2 農業就業者育成・確保施設整備計画 13
- 3 農業を担うべき者のための支援の活動 13
- 4 森林の整備その他林業の振興との関連 13

第 7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

- 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 14

2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	15
3	農業従事者就業促進施設	15
4	森林の整備その他林業の振興との関連	15

第8 生活環境施設の整備計画

1	生活環境施設の整備の目標	16
2	生活環境施設整備計画	16
3	森林の整備その他林業の振興との関連	16
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	16

第9 付 図

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

(2) 用途区分

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

① 地域の位置

本地域は、神崎郡の南部に位置しており、兵庫県圏域のほぼ中央、北緯 34 度 57 分、東経 134 度 46 分のあたりにある。東は加西市、西及び南は姫路市、北は神崎郡市川町にそれぞれ隣接している。町域は、東西 10.1 km、南北 11.5 km で、行政面積は 45.79 km²を有している。

② 自然的条件

本地域は、北・東及び西の 3 方向を中国山地東部の支脈によって囲まれ、南が姫路平野に向かって開いた小盆地を形成している。この中央を、生野に源を發する市川が北から南に向かって流れており、これとおおむね直角に交差する大貫～西谷を連ねる構造谷によって南北に分かれている。

気候は、瀬戸内海と中国山地の影響を受けて、冬は瀬戸内海式、夏は内陸の盆地の気候を呈する。

③ 土地利用の状況

本町は、北西部と東部を中心に山林が広がり、中央部を南北に流れる市川をはさんで東西それぞれに市街地が形成されている。市街地と山林の間はほとんどが農地で、その中に集落が点在している。

市街化区域を除く市川両岸の平地や七種川の上流地域および平田川流域は、農地、ため池で形成され、農地として生産の場であるとともにゆとりと広がりのある美しい田園景観を有している。

今後も、農業生産の基盤を強化するため、ほ場整備などを計画的に推進するとともに、農地の集積化と生産性の向上を図るため、担い手農家や営農組織を育成・強化し、農地の保全に努める。

④ 地域の人口及び産業

平成 29 年 1 月末現在の住民基本台帳による人口は、19,519 人である。

今後の見通しとして、福崎町第 5 次総合計画の基本構想では、全国的な少子・高齢化の中で、本町においても近年の出産や転入転出などの状況が今後も続くことと予想されるが、目標年次における将来人口を 19,500 人としている。

まちの将来像を実現化するため、「地域づくり・行政（参画と協働）」「教育・文化（ひとづくり）」「生活・環境（安全）」「健康・医療・福祉（安心）」「産業振興（活力）」「まちの基盤（利便・快適）」の 6 つの柱を福崎町のまちづくりを支える基盤として設定している。

「産業振興（活力）」においては、健康志向を支える安全・安心で新鮮かつ価値観の多様化に対応した食材を提供するため、生産から加工、販売にいたるまで一貫した取り組みを進めるとともに、国土軸と兵庫県の南北軸の交点で自動車専用道のインターチェンジがあるという広域立地条件・交通条件の良さや、姫路都市圏の豊富な労働力を有するという条件を生かした工業の振興を支援し、既存商店街の振興の支援とともに、地域資源を生かした観光・交流の振興を進めることとしている。

⑤ 将来の土地利用

福崎町第 5 次総合計画において、地域ごとに土地利用ゾーンを位置づけ、地域特性に応じた土地利用や環境保全などに取り組む。北西部並びに東部に広がる山林（森林ゾーン）と中央部の市街地（住宅・商業ゾー

ン)を取り囲む地域(田園居住ゾーン)の間に位置する農地(農業振興ゾーン)において、自然と共生した地域の伝統を守り伝える生活空間を形成し、暮らしやすく活力のある持続可能な市街地の整備に向け、快適な居住環境の形成と都市活力の源泉である産業振興を目指す。

⑥ 主要な用途間の移動の構想

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地・工場用地	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 28年	791ha	47.1%	5ha	0.2%	0ha	0.0%	241ha	14.4%
目標 32年	780ha	46.5%	5ha	0.2%	0ha	0.0%	249ha	14.8%
増減	△11ha		0ha		0ha		8ha	

区分 年次	道路等公共施設用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 28年	167ha	9.9%	476ha	28.4%	1,679ha	100%
目標 32年	170ha	10.1%	476ha	28.4%	1,679ha	100%
増減	3ha		0ha		0ha	

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地等約795haのうち、農用地区域の農用地等以外を除く約596ha、その他約204ha、合計約800haについて、農用地区域を設定する方針である。

a 集落区域内に介在する農用地

該当集落数 30 該当農用地面積 91ha

b 自然的な条件等からみて農業近代化を図ることが相当でないと認められる農用地(立地条件により、今後、農用地としての存続が困難なもの) 約31ha

c その他

(A) 中心集落の整備に伴って拡張の対象となる農用地 42ha

(B) 道路沿線市街地として開発の進みつつある国道312号、県道三木穴栗線、県道田口福田線及びその他町道で主要路線の沿線の農用地 約35ha

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

(ア)及び(ウ)の方針に従い、設定する農用地区域の土地に隣接する土地改良施設について農用地区域を設定する。

(ウ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

既存の育苗施設及び乾燥調製施設(ライスセンター)の敷地約2haは、周辺農用地と一体的に保全する

必要がある。

また、農用地区域内の農用地に隣接して設置される農業用倉庫などについても、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置（集落名）	面積（㎡）	農業用施設の種類
育苗施設	東田原（大門）	358.0	水稻の育苗
農業機械修理センター	東田原（大門）	407.2	農機具の修理施設
ライスセンター	東田原（大門）	1,222.5	米・麦の乾燥調製・集出荷施設

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農業部門が農業として自立し、安定した産業として発展して町経済の基礎をささえるためには、物的条件としての基盤整備を着実に進めることと、人的条件としての営農体制を革新することが必要である。

現在、ほ場整備済み面積は372.8haであり、農道・川・排水路の整備と並んで、今後もほ場整備を強力に推進することが必要である。

また、整備された基盤の能力をフルに引き出して効率的な農業を進めるために、集団的に存在する農用地で利用権設定等促進事業を利用して担い手への農地集積等を促進していくとともに、営農組織を育成し、大型農業機械の導入により農業の効率化を図る。

(単位：h a)

区分	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
八千種	223	223	0							2	2	0	225	225	0	
田原	182	182	0							2	2	0	184	184	0	
福崎	187	187	0							1	1	0	188	188	0	
計	592	592	0							5	5	0	597	597	0	

イ 用途区分の構想

(ア) 八千種地区

本地区は、県営ほ場整備事業により、全ての整備が完了しており、水源にやや不安要素があるものの、水利施設、地形条件ともに完備している。両土地改良区も解散し、八千種地区においてはパイプライン水利組合を設立して農業用水利施設の適切な維持管理を行っている。

今後は、優良な水田地帯として、農業法人等を中心に水稻と転作作物の営農体系を維持する。

用途区分としては、現況の農業用施設用地を除き、農地として利用する。

(イ) 田原地区

本地区は、田として水利条件は完備されており、田原東部地区県営ほ場整備事業が完了している。

また、南部については平坦地であり、市街化区域周辺で実施可能区域の土地改良事業推進を図らなければならない。

用途区分としては、J A兵庫西のライスセンター、低温倉庫等の農業用施設用地を除き農地として利用する。

(ウ) 福崎地区

本地区は、田として水利条件も恵まれており、地形条件としても概ね平坦地であり、農業の近代化に対応する条件を備えている。現在、田口、高岡、高橋、山崎、西治地区において新農業構造改善事業や土地改良総合整備事業等により84haが完了している。

また、高岡・福田地区においては、ほ場整備の推進に努めているところであり、残る山崎地区においても積極的に基盤整備を推進する必要がある。

用途区分としては、現況の農業用施設用地を除き農地として利用する。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の土地基盤整備事業は、昭和46年度より県営ほ場整備事業を実施し、以後、各種事業により372haが完了している。今後、効率の高い農業生産を進めていくには、農業生産基盤の整備を図ることによって、多くの優良農用地を確保・集積化していくことが必要不可欠である。ほ場整備可能面積772haの地域全域のほ場整備事業を計画的に実施できるように努めていくとともに、将来の田畑輪換の確立に備えての暗きょ排水等の実施についても留意する。

また、安定した農業用水を確保するとともに、自然災害を未然に防止し、地域住民の生命と財産を守るため、ため池の整備・保全を推進する必要がある。現在、町が所管するため池の数は約200か所あり、うち貯水量1万トン以上のものが52か所にのぼるが、いずれも築造後150～200年を経っており、そのほとんどが土造りであり、全般的に老朽化が著しく、老朽度及び被害影響の点からみて緊急を要するものから年次的に改修する。

(1) 八千種地区

本地区は、県営ほ場整備事業により約210haが完了している。また、農業集落排水については全地区において完了している。当地区において、今後は、優良農地の効率的な利活用について、集落営農組織等と協力して推進していく。

(2) 田原地区

本地区は、東田原、西田原、南田原の一部が県営及び団体営ほ場整備事業で完了している(77ha)。今後、土地改良事業を積極的に推進すると共に、市街化区域周辺地域についても他事業により農道整備や用排水路も改修し、地域の気運が高まれば面的整備を計画的に進め、農業経営の近代化を図る。

(3) 福崎地区

本地区は、85haのほ場整備が完了しているが、農用地面積187haのうち102haが未整備田となっているため、土地改良事業を積極的に推進すると共に、一部用排水路の未整備箇所があるため、かんがい排水事業の積極的な推進により、農業の近代化と同時に水害から地域を保全する。

2 農業生産基盤整備開発計画 (付図2-1、-3)

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号
		受益地区	受益面積	
県営ほ場整備事業	区画整理 A=約40ha	桜・長野・神谷・福田・板坂	40.0ha	2-3 13
〃	区画整理 A=約30ha	山崎	30.0ha	〃 14
〃	区画整理 A=約40ha	南田原	40.0ha	〃 15
ため池整備事業 (農村地域防災減災事業)	ため池一式	桜・上池	13.4ha	2-1 51
〃	〃	三谷池	2.8ha	〃 52
〃	〃	直谷池	21.9ha	〃 53

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本町の山林面積は2,461haあり、町全体の53.7%を占めるが、資産的保有傾向が強く、経営意欲の減退が強い。また、林業労働者の減少と高齢化が進み、後継者の育成が必要である。

今後は、松くい虫被害による枯れ松の処理や県民緑税を財源とした森林の緑の保全・再生のための事業として、森林の防災面での機能を高める災害に強い森づくりを推進し、森林周辺の防災減災を図るとともに、豊かな自然と美しい景観の総合的な管理による保全と整備に努める。

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

福崎町内の農用地も例に漏れず、高齢化・後継者不足により遊休農地や管理不十分地が増加傾向にあるが、ほ場整備済の土地については、集落営農組織等により何とか荒廃を免れているところである。現在、ほ場整備事業は約76%が完了しているが、残りの地域についても引き続き地元へ積極的に働きかけ、生産基盤整備推進に努める。

2 農用地等保全整備計画

山間地の狭小な農用地については、遊休農地や管理不十分な農地が増加傾向にあり、有害鳥獣の被害発生源となっている。今後、農産物への被害を食い止めるため、地元との協議を進め、国・県補助金を活用した防護柵設置等による対策を講じていく。

3 農用地等の保全のための活動

農業振興地域内農用地を有する地域においては、平成27年度に法制化された「多面的機能支払制度」により、農業者だけでなく、地域住民、自治会、関係団体等が幅広く参加する活動組織を編成し、農用地の保全活動に加え、水路、農道等施設の長寿命化に取り組む。また、農村の自然や景観を守る地域共同活動も展開する。その活動対象となるエリア内の農用地については、遊休農地の解消に向けても取り組み、それ以外のエリアで周辺の農業経営に悪影響を及ぼすおそれのある遊休農地については、農業委員会から所有者・管理者への是正指導通知を行う。また、農業委員による定例農地パトロール等を実施し、優良農地の保全に努める。

問題のある遊休農地等については、管理可能な担い手等への斡旋を図り、遊休農地の解消に努める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本町では、土地利用型農業を中心として、農業の担い手不足が深刻化している中、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。したがって、農業経営基盤強化促進事業を積極的に推進し、地域の農業の組織化の中で、農作業の基幹的作業を担う農家や企業的経営を目指す自立経営農家を認定農業者として位置付け、農用地の集積による規模拡大、高度栽培技術、機械化作業体系等の普及による営農技術の向上等を通じ、低コストな農業生産体制を確立すると共に、地域ぐるみの連携活動を強化する。

具体的な経営の指標は、福崎町及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

安定的な農業経営の指標

(個別経営体)

営農類型	経営規模	戸数 (経営体数)	流動化目標面積
水稲作主体	〈作付面積等〉 水稲＝11ha 小麦＝5ha 作業受託＝延べ26ha 〈経営面積〉 16ha（借地15ha）	7	50ha
畜産	〈飼養頭数〉 乳用牛 経産牛＝40頭 育成牛＝25頭	3	
畜産	〈飼育頭数〉 肥育（黒毛和種去勢）＝220頭	2	
いちご	〈作付面積〉 いちご 25a	2	

(組織経営体)

営農類型	経営規模	戸数 (経営体数)	流動化目標面積
水稲＋麦作	〈作付面積等〉 水稲＝18ha もち麦＝3ha 小麦＝10ha	6	200ha

(2) 農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

ア 農用地の流動化

集落ぐるみ、地域ぐるみの農政を展開する上で、基盤となるべき担い手農家への農用地の流動化は必要条件と考える。したがって、農業委員会及び集落リーダーが一丸となって、農業経営基盤強化促進事業の積極的な推進をし、農地移動適正化あっせん事業と合わせて農用地を担い手農家へ集積し、農業経営の規模拡大を図る。

イ 農作業の受委託

J A兵庫西と連携を密にし、農業オペレーターを中心として担い手農家及びこれを志向する農家の経営規模の拡大及び農業経営の合理化を図る。また、農作業の受委託事業を強力に推進するとともに、農業機械等の過剰投資を防ぎ、一般耕種農家の農業経営の安定化も併せて行う。

ウ 農業生産組織の育成と安定化

本町には水稻の育苗・田植作業を中心とする生産組織が昭和46年頃より発足し、現在、18組織あり、そのうち、6組織が法人化している。

人・農地プランの中心となる担い手に位置づけられた営農組織においては、各々営農体系が確立し、集積した農用地での適地適作物の栽培、農用地の流動化等を図り、安定した農業経営を行っている。

営農組織が設立されていない集落については、今後の組織化について指導・助言を行う。また、すでに設立されている営農組織については、地域ぐるみで農地を維持管理できるよう、組織力の強化を支援する。

エ 担い手農家の育成

本町には、平成29年1月末現在、14名の個人経営の認定農業者と1名の新規就農者が農業を営んでいる。

今後、望ましい農業構造を確立するためには、効率的かつ安定的な農業系をめざして経営改善に取り組む認定農業者等の育成・確保を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 基本方針

本町の風土やその他の条件にふさわしい作目の組合せ並びに自立可能な営農規模を持った担い手農家を育成する。農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする農業者に対しては、農業経営基盤強化促進法による農用地の流動化の推進を図る。

(2) 重点的に推進を図るための方策

ア 農業経営基盤強化促進事業

(ア) 推進体制

事業の推進方策については、町関係機関、団体が一体となり協議、連絡調整を行い、事業の円滑かつ効率的な実施を推進する。また、土地利用型農業による発展を図ろうとする農業者に対しては、農会長、農業委員等による掘り起こし活動を積極的に推進して、農地の出し手と受け手にかかる情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付け、集団化・連担化した条件で担い手農家に農用地が利用集積されるよう努める。

また、水稻栽培等、土地利用型農業を主とする集落で、地域での話し合いと合意形成を促進し、組織化を進める。

(イ) 調査及び広報活動

農地の権利移動について、農家の意向を知るために意向調査を実施し、全国農地ナビに結果を登録し、公表

する。また、町広報、パンフレット等により事業の推進を図る。

(ウ) 対象範囲

本地域の担い手農家を基本とし、福崎町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき行うものとする。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

高能率化、経営の安定化を図るため、担い手農家の育成、集落単位の営農組織、複数集落による組織化、本店・支店方式による広域営農組織へ誘導するなど、地域の実情に応じた農業経営を推進するとともに、高性能な機械の計画的導入を積極的に推進する。

(1) 米

本地域における基幹農産物である米を、消費者・実需者のニーズに対応した売れる米づくり、良質で生産性の高い米づくりを推進するため、新品種の導入を図る。

コストの低減のため、担い手への農地の集積と高性能農業機械の導入を進めるとともに、必要に応じて担い手、とりわけ集落営農組織において共同利用機械施設の整備を支援する。

(2) 麦

経営所得安定対策の対象作物につき、作付面積の拡大を図ると共に、集落における計画的な農地の利用と担い手への集積等による低コスト化を図ると共に栽培の基本となる排水対策や肥培管理、赤カビ防除などの技術徹底により品質・収量の向上を図る。

また、特産品として位置づけられるもち麦については、もち麦生産組合を中心として栽培及び製粉技術の向上を図り、あわせて加工品の研究と消費拡大を図り、徹底した在庫管理のもと、作付面積の拡大に努める。

(3) 豆類

大豆は経営所得安定対策の対象作物であるため、栽培技術の向上と管理機械の導入により労働力の省力化並びに品質の向上を目指す。また、小豆を・黒大豆等の生産は、営農組織を中心に栽培技術の指導強化を図る。

今後は、品質の向上を図ると共に、作付面積の拡大とJA兵庫西への出荷を促進する。

(4) 野菜など

減農薬・減化学肥料生産など安全・安心な野菜生産供給とともに、農業生産施設や予冷库などの集出荷貯蔵施設の整備支援により高付加価値化を推進する。

また、地産地消を推進していくため、必要に応じて農産物直売所の整備を支援する。

ア 八千種地区

当地区は、ほ場整備も完了しており、米、麦の2作物を中心にした作付け体系を推進するため、既存のライスセンターを利用する。

八千種地区の農地を集積する株式会社八千種営農を中心に、隣接する鍛冶屋集落の農事組合法人鍛冶屋営農組合においては、米、麦と合わせて、体験農園の取り組みや本町の花と緑の基地としての整備拡充を図る。

また、大貫地区においては、認定新規就農者と認定農業者に農地を集積し、営農活動の拡充を図る。

イ 田原地区

当地区においても、米、麦の2作物を中心にした作付け体系を推進するため、既存のライスセンターを利用しながら、集落単位の営農組合による大型機械の共同利用を図る。

ウ 福崎地区

当地区においても、米、麦の2作物を中心にした作付け体系を推進するため、既存のライスセンターを利用しながら、集落単位の営農組合による大型機械の共同利用を図る。

また、組織強化や規模拡大の観点からも、集落をまたがる広域的な営農組合の設立についても検討・推進する。

2 農業近代化施設整備計画（付図3）

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号
		受益地区	受益面積 ※(ha)	受益戸数 (戸)		
集団営農 機械施設	鍛冶屋 水稻生産機械	八千種	39 (22)	70	農事組合法人 鍛冶屋営農組合	6
集団営農 機械施設	板坂 水稻生産機械	高岡	38 (19)	80	農事組合法人 板坂営農組合	5
集団営農 機械施設	大門 水稻生産機械	東田原	45 (32)	120	株式会社 大門営農	9
集団営農 機械施設	高橋 水稻生産機械	福崎	14 (9)	36	農事組合法人 高橋営農組合	8
集団営農 機械施設	八千種地区 水稻生産機械	八千種	70 (30)	129	株式会社 八千種営農	12
集団営農 機械施設	西治 水稻生産機械	福崎	44 (30)	116	農事組合法人 西治営農組合	15

※受益面積 上段：受益対象面積 下段（ ）内：集積面積 28年9月現在

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の方向

農業従事者の高齢化が進む中、将来に渡り、地域農業を持続的に発展させるためには、新規就農者の育成・確保及び定着が緊急の課題となっている。今後、地域農業を担う新規就農者を育成するための相談窓口を設け、関係機関に情報をつなぎ、就農形態に応じた必要な支援や遊休農地、空き家等の情報提供を行い、新規就農者の確保に努める。

2 農業就農者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農用地の利用権設定により農業経営の規模拡大を図るとともに、農用地を有効利用し、生産性の高い魅力ある農業を目指している農家に対し、担い手育成補助金を交付し支援していく。また、新たな集落営農組合の設立を支援する補助金も交付していく。すでに組織された集落営農を維持・発展させ法人化への誘導を図るため、技能講習会や研修会を開催し、リーダーの発掘・育成に努め、効率的な農業経営の実践を支援していく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者のための安定的な就業の促進計画

1 農業従事者のための安定的な就業の促進計画

本町がおかれている立地条件、社会的条件から見ても好条件に恵まれている。姫路市を中心とする播磨工業地帯や神戸、大阪を中心とする阪神工業地帯の通勤圏内にあり、それを結ぶ中国自動車道、播但連絡道路があり、交通の要衝となっているため、本町の工業団地にも優良企業が進出している。

以上のような条件から、本地域農業従事者の大部分の者が町内、町外に安定兼業として従事している。また、農家の後継者にあっても同様である。今後、農業従事者が農業活動を十分に行いながら、生活の安定を図ることができるような農業経営体の育成や農業構造の確立に努める。

(単位：人)

I	II	従 業 地								
		町 内			町 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒 常 的 勤 務	農業	171	66	237	20	11	31	191	77	268
	林業	2		2	7		7	9		9
	漁業									
	鉱業、採石業、砂利 採取業	0	0	0	2		2	2	0	2
	建設業	206	64	270	282	30	312	488	94	582
	製造業	631	652	1283	1,030	423	1,453	1,661	1,075	2,736
	電気、ガス、熱供給、 水道業	9	4	13	25	3	28	34	7	41
	情報通信業	4	3	7	40	4	54	44	17	61
	運輸業	108	99	207	274	44	318	382	143	525
	卸売・小売業	294	390	684	340	329	669	634	719	1,353
	金融・保険業	12	20	32	58	73	131	70	93	163
	不動産業・物品賃貸 業	15	15	30	26	5	31	41	20	61
	学術研究、専門技術 サービス業	34	12	46	69	24	93	103	36	139
	宿泊業・飲食サービ ス業	82	155	237	78	117	195	160	272	432
	生活関連サービス 業、娯楽業	53	80	133	73	92	165	126	172	298
	教育・学習支援業	36	93	129	125	182	307	161	275	436
	医療・福祉	76	316	392	131	474	605	207	790	997
	複合サービス事業	7	15	22	35	3,015	50	42	30	72
サービス業	115		493	298	227	525	549	469	1,018	

(他に分類されないもの)										
公務 (他に分類されないもの)	80	42	122	151	35	186	231	77	308	
分類不能の産業	21	15	36	25	26	51	46	41	87	
計	2,392	2,483	4,875	4,240	2,712	6,952	6,632	5,195	11,827	

資料 平成22年国勢調査

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

1の就業の促進の目標で述べたとおりであるが、集落リーダー、担い手農家や担い手でない農業者も農道・水路等の農村資源の保全や農村コミュニティの維持発展のための重要な役割を担っている。このため、農家子弟等が集落に居住しつつ、町内外の農業以外の産業に従事できるよう配慮する。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第 8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本町は、都市計画区域を指定しており、市川を挟む市街化区域は人口密度が高く、各種の公共施設も集中している。農地を主体とした農村集落には、市街化区域とほぼ同数の町民が居住している。

農村集落は、周辺に優良な農地が広がり、緑豊かな自然環境に恵まれている。この自然環境を保全しつつ、農村の生活環境を整備していく。

今後、既存施設の有効活用や長寿命化を図るための取組を推進していく。

2 生活環境施設の整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第 9 付 図

付図 1	土地利用計画図及び農振地域白地分類図
付図 2 - 1	土地基盤整備関係図（ため池・水路改修事業）
付図 2 - 2	土地基盤整備関係図（道路改修事業）
付図 2 - 3	土地基盤整備関係図（ほ場整備事業）
付図 3	農業近代化施設・農村生活環境整備・地域農業生産組織関係図

（別記）

農用地利用計画

（1）農用地区域

現況農用地等に係る農用地区域

農用地区域は、次の表の「区域の範囲」の欄に掲げる区域の土地であって、平成 28 年 12 月末日現在において、その現況が農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 3 条に規定する農用地等をいう。以下同じ）であるもの（同表の「農用地区域に含める現況農用地等の土地」の欄に掲げる区域内の土地）の区域とする。

ただし、平成 2 年 3 月 31 日以降現況が農用地でなくなった土地であって、法令に定める所定の手続きを経していないものは農用地区域に含める。